過去問完全マスター 7 中小企業経営・政策 改正情報対比表

平成30年5月25日時点

該当箇所	該当論点	改正前	平成30年5月25日時点 改正後
p.88解説 <内容>	中小企業等経営強化法	2/3以内	1/2以内(要件に該当した場合は2/3 以内)
補助率 p.98解説 選択肢ア	中小企業地域資源 活用促進法	(補助率 <u>2/3</u> 以内)	(補助率1/2 以内。 <u>ただし、要件に該当</u> した場合は2/3以内)
p.100解説 選択肢ア	中小企業地域資源 活用促進法	(補助率 <u>2/3</u> 以内)	(補助率1/2 以内。 <u>ただし、要件に該当</u> した場合は2/3以内)
p.132解説 選択肢ア	中小ものづくり 高度化法	この事業の採択を受けるためには、 <u>特定</u> 研究開発等計画の認定を経済産業大臣 から受ける必要がある。	この事業の採択を受けるためには、① 特定研究開発等計画の認定(経済産 業大臣が認定)、または、②地域未来 投資促進法に基づく地域経済牽引事 業計画の承認(原則、都道府県知事が 承認)、を受ける必要がある。
p.228,230,232,2 34解説 ブランド確立段 階への支援 補助率	JAPAN ブランド 育成支援事業	〈2 / 3 補助: 2,000 万円を上限〉	〈2 / 3 補助(3年目は1/2補助): 2,000 万円を上限〉
p.234,236 解説 図 ブランド確立段 階への支援 補助率	JAPAN ブランド 育成支援事業	<u>2/3</u> 補助	1~2年目は「2/3補助」、3年目は「1/2 補助」と記載内容を変更してください。
p.237,238 問題·解説	特許出願等に かかわる支援措置	_	全部削除 (中小ベンチャー企業,小規模企業等 に対する特許料等の軽減措置の延長 はなく、予定通り平成30年3月末に終了 したため)
p.244,246,248,2 50,252解説 要件 (1)革新的サー ビス	ものづくり補助金	●「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3~5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。	●「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
p.244,246,248,2 50,252解説 要件 (2)ものづくり技 術	ものづくり補助金	● <u>わが国製造業の競争力を支える</u> 「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を活用した <u>事業</u> であること。	●「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を活用した <u>革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、、3~5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。</u>

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.253,254 問題·解説	創業·事業承継 補助金	創業 <u>·事業承継</u> 補助金	創業補助金 (※ 事業承継に関する補助金は「事業 承継補助金」となり、別事業となったた め、本問は「創業補助金」という名称で 理解してください。正式名称は「地域創 造的起業補助金」ですが、受験上は暗 記不要です)
p.254 解説 補助率	創業·事業承継 補助金	事業承継:2 / 3 以内	削除 (上記により、本問は「創業補助金」とし ての出題としたので、事業承継に関す る部分は削除しました)
p.255,256 問題·解説 全文	カイゼン指導者 育成事業	<u>カイゼン指導者</u> <u>育成事業</u>	スマートものづくり応援隊事業
p.255 問題 選択肢ウ	カイゼン指導者 育成事業	ウ 生産性向上のための指導を行う人材 の育成・派遣事業を行う民間団体	ウ 生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入のための指導を行う人材の育成・派遣事業を行う民間団体
p.256 解説 上から2行目	カイゼン指導者 育成事業	生産性向上のための指導を行う人材(以下、「カイゼン指導者」)を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の2/3を補助	生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入のための指導を行う人材(以下,「スマートものづくり応援隊」)を育成し,現場へ派遣する事業を行う場合に,必要経費の1/2を補助
p.256 解説 支援内容	カイゼン指導者 育成事業	各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、製造業やサービス業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、カイゼン指導者を育成するスクールを運営し、育成したカイゼン指導者を中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の2/3を補助する。	各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、製造業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、スマートものづくり応援隊を育成し、中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の1/2を補助する。
p.262 解説 選択肢ウ・エ	海外ビジネス戦略 推進支援事業	_	選択肢ウ・エの解説を全部削除 (学習対象から除外してください)
p.313,314 問題·解説	グローバルニッチトッ プ(GNT)支援貸付	_	全部削除(学習対象から除外してください)
p.348 解説4	事業承継円滑化の ための税制	譲渡益全体について譲渡益課税 (<u>20.15%</u>)が適用	譲渡益全体について譲渡益課税 (20.315%の分離課税)が適用

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
電子版p.3 問題 選択肢ウ	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	ウ メンバーの3 分の2 以上が中小企業 であることが、この事業の対象となる条件 である。	ウ 中小企業5社以上の参加およびメンバーの3分の2以上が中小企業であることが、この事業の対象となる条件である。
電子版p.4 解説 本文	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、メンバーの2/3 以上が中小企業であることが条件	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、中小企業5社以上の参加およびメンバーの2/3 以上が中小企業であることが条件
電子版p.4 解説 選択肢ア	地域間交流支援事業 (RIT 事業)	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、メンバーの2/3 以上が中小企業であることが条件	支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織(自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)であり、中小企業5社以上の参加およびメンバーの2/3以上が中小企業であることが条件

[※] この改正情報対比表は、平成30年5月25日時点の情報となります。上記をご確認の上、ご対応ください。なお、試験日前日までに新しい改正が判明次第、HPに情報を掲載いたしますので、あわせてご確認ください。